

特別児童扶養手当・児童扶養手当 受給者のみなさんへ

特別児童扶養手当及び児童扶養手当の受給者は、毎年1回定時届を提出することになっております。これは、受給者の所得状況や児童の養育状態などを確認し、受給資格要件を審査するためのものです。次により忘れずに提出してください。

●提出日時

8月21日（火）午前9時～午後5時15分

8月22日（水）午前9時～午後7時

●提出場所

役場第一会議室（役場となり車庫2階）

●その他

受給者へは個別に定時届の用紙を送付しますので、必要事項を記入の上、提出してください。

◆問い合わせ

健康福祉課 ☎72-6934

水道水水質検査結果について

6月に実施した水質検査結果は、下表のとおりです。

◆問い合わせ

地域整備課 ☎72-6936

試験項目	水質基準	試験結果
一般細菌	100CFU/ml以下	0 CFU/ml
大腸菌	検出されないこと	検出せず
塩化物イオン	200mg/l以下	7.4 mg/l
ジエオスミン	0.0001mg/l以下	<0.000001 mg/l
2-メチルイソボルネオール	0.0001mg/l以下	<0.000001 mg/l
有機物(TOC)	5mg/l以下	0.6 mg/l
pH値	5.8～8.6	7.1
味	異常でないこと	異常なし
臭気	異常でないこと	異常なし
色度	5度以下	<1 度
濁度	2度以下	<0.1 度

国民年金コーナー

国民年金保険料の免除制度その③

7月号では、一部納付（免除）制度を紹介しましたが、今回は若年者納付猶予制度を紹介します。保険料免除制度の所得審査は、申請者本人のほか、配偶者や世帯主の所得も審査の対象になるため、一定以上の所得のある親（世帯主）と同居している若年層（20歳台）の方は、免除制度を利用することができません。

そこで、他の年齢層に比べて所得が少ない若年層の方には、保険料を後払いできる「若年者納付猶予制度」があります。

若年者納付猶予制度は、
●本人と配偶者の所得のみで所得要件を審査します。

●納付猶予を受けた期間は、万一、障害を負ってしまったときの障害基礎年金や、将来老齢基礎年金を受け取るために必要な受給資格期間に含まれません。

ただし、申請される際は、次の点にご注意ください。

●受給資格期間に含まれますが、老齢基礎年金額には反映されません。

●猶予を受けた期間から10年以内は、追納することができます。追納すると将来受け取る年金額を満額に近づけることができます。ただし、承認を受けた年度から3年度が過ぎますと、一定の率をかけた金額が加算されます。加算額を加えた追納額は、表のとおりです。

平成19年度の追納額

（加算額を含む。月額）

対象年度	全額免除	半額免除
平成9年度分	16,550円	—
平成10年度分	16,310円	—
平成11年度分	15,680円	—
平成12年度分	15,070円	—
平成13年度分	14,500円	—
平成14年度分	13,940円	6,970円
平成15年度分	13,730円	6,860円
平成16年度分	13,540円	6,770円
平成17年度分	13,580円	6,790円
平成18年度分	13,860円	6,930円

※保険料の追納には納付書が必要になります。納付書の作成は、郡山社会保険事務所までお申込みください。

受給資格期間は最低でも25年以上の期間が必要です。また、不慮の事態が生じた場合は、その月の前々月以前の1年間に保険料の未納期間がある場合と障害基礎年金などを受け取ることができない場合がありますので、免除や納付猶予制度を有効に活用してください。

平成18年度より、全額免除及び若年者納付猶予の承認を受けた方は、継続申請ができるようになりました。詳しくは、社会保険事務所または町民生活課までお問い合わせください。

◆問い合わせ

郡山社会保険事務所
☎024-932-3480
町民生活課 ☎72-6933